

社会福祉法人 健和会

自主行動基準

コンプライアンス

ガイドライン

Ver.18

社会福祉法人 健和会および、健和会職員が尊重すべきこと

令和3年 4月版

I. 自主行動基準の制定

社会福祉法人 健和会に従事する職員として、利用者の基本的人権を尊重し、利用者主体の事業を推進するプロとしての自覚を保つために自主行動基準を制定します。

II. 目的と基本的な考え

この『自主行動基準』は、社会福祉法人 健和会及び職員が福祉事業を遂行していく上で重要と思われる問題に関し、注意を要する事項をまとめたものです。

したがってこの『自主行動基準』は、基本的な考え方を示したものであり、すべてを網羅したものではありません。

ここで触れられていない問題、また個々に答えを見つけにくい複雑な問題などに於いては、法人の担当理事、施設長、また倫理コンプライアンス担当職員に相談するようにしてください。

絶えず自己点検・相互点検する中で、自己変革に努めなければなりません。

そのために大切なことは、私たちが普段行っている制度や手続きなどに疑問を感じたら、それを声に出すということです。

何らかの問題に遭遇したとき、それを見てもみないふりをするようなことがあってはいけません。

日常業務の忙しさに流されて私たちは、これは誤っているのではないだろうか？という『問い』そのものを忘れがちです。

自分自身がやってきたこと、やっていること、やろうとしていることについて、常にここにある『自主行動基準』に照らしてみる姿勢が大切です。

周囲で起こっていることについて「自分には関係のない問題だし、そのうち誰かが解決するだろう」という他人任せの態度や、「仕事はきれいごとでは進まないし、皆がやっているようにやっていればいいだろう」という無責任な態度は、私たちの法人や施設、職場を悪くすることはあっても良くすることはありません。

私たちはフェアであることを基本とします。

誰の目から見ても非難を受けず、納得できる行為であることが事業運営には欠かせません。

起こっていることが「フェア」か「アンフェア」か事態が複雑で判断が難しいと思われる場合には、迷わず直属の上司、関係部署に相談してください。

社会福祉事業に関わる者としての行動が、定款・この『自主行動基準』・法令等から逸脱していると思われる場合には、迅速にその事実を法人に報告してください。

この『自主行動基準』に関する問い合わせや通報に関しては、その方のプライバシーを守りますので、安心してください。

もし、そうした相談や報告に対して何らかの報復が加えられるようであれば、私たちは事実関係を調査し、直ちにそれを正していきます。

問題があれば声を出してください。

そのことが私たちの職場を働きやすくし、法人・施設が地域社会や国民から高い信頼を得る最良の方法です。

私たちの使命はひとつ。

それは公正公平で健全な職場を築きあげ、事業を通してより豊かな社会の構築と発展に貢献していくことです。

Ⅲ. 基本原則

1) 健全な社会福祉活動の展開

私たちは、社会福祉法人のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な福祉活動の展開を行うとともに、法令を順守した事業運営を行っていきます。

2) 基本的人権の尊重と利用者満足

私たちは、すべての人の個性と尊厳を重んじ、利用者の安全と満足を第一に福祉サービスの提供を行っていきます。

3) 健全で安全な職場環境の提供

私たちは、利用者・職員・地域の方々の誰でもが安全に安心して利用できる職場環境の提供を行っていきます。

4) 人材の育成と活用

私たちは、利用者および地域の生活の質の向上をめざして、質の高いサービスを提供できる職員の育成と活用を図り、地域の信頼に応えて社会貢献を行っていきます。

5) 正義と倫理

私たちは、利益と倫理が相反するときは迷わず倫理を選択し、反社会的勢力に対して断固とした態度で臨みます。

6) 公正な雇用と人権の尊重

私たちは、差別や偏見を排除し、公正な雇用の確保と人権を尊重した事業運営を行っていきます。

7) 地球環境の保護と配慮

私たちは、省エネルギー、リサイクル活動など地球環境の保全に最大の配慮を行っていきます。

8) 情報開示と説明責任

私たちは、インターネットを活用した積極的な情報開示と責任ある説明によって、理解と合意が得られる事業運営を行っていきます。

Ⅳ. 職員ひとり一人が守るべき行動基準

【1】 利用者に対する行動基準

- ① 利用者には常に笑顔で接し、きちんと明るく挨拶をします。
- ② 利用者の話を傾聴し、あるいは言葉に出せない身振りや態度からその日の状態を把握し適切な対応をします。
- ③ 利用者に対する体罰はどんな理由があっても行わないのはもちろんのこと、威圧的な態度や、威圧的な命令口調の言葉遣いはしません。
- ④ 利用者をあだ名で呼んだり、呼び捨てにしたりすることはしません。年齢に応じた

適切な呼称を使用します。

- ⑤ 利用者を好き嫌いで判断したり、自分の気分に対応を変えたり、侮辱するような態度をとりません。
- ⑥ 利用者のプライバシーを守り、利用者について知り得た情報を、本人の同意がある場合あるいは法令に基づく場合などの正当な理由がある場合以外、他に漏らしません。
- ⑦ 利用者の必要とするサービスを、職員の都合のみで遅らせることはいたしません。
- ⑧ 各居室は、利用者の方の「自宅」だという意識を持ち、入退室にも気配りし対応します。
- ⑨ 排泄・入浴介助時は羞恥心に配慮した行動をとります。
- ⑩ 介護現場では、危険防止のため勤務中の華美な装飾品、突起物のあるものは着用しません。
- ⑪ 香水など匂いのでるものは、入居者にとって好き嫌いがあるため慎みます。
- ⑫ 利用者を不安にさせないように、緊急時以外、大声を出したり、走ったりしません。
- ⑬ 身体拘束は「行わないことが基本である」と認識します。生命、身体のためにやむを得ず実施する場合にも、独断では行わず、正規の手続きを経て実施し、また、拘束解除に向けた検討を行います。

【2】 利用者に対する説明責任と義務、公正性

- ① 福祉サービスを提供する場合、必ずサービスの内容とリスクについて利用者が理解し、同意できるような形で説明します。
- ② 利用者に誤解を与えるような不当な表示や、誇大な言い回しはいたしません。
- ③ 事故があった時には、その事実と原因、今後の採るべき対策について誠意を持って説明します。
- ④ 事故説明は、利用者に誤解を与えないように、合理的で妥当性のある資料に基づいた説明を行います。事実と異なる断定的判断は決して行いません。
- ⑤ 利用者からの様々な相談に応じ、その場合、いかなる相談であれ無責任な回答をいたしません。

- ⑥ 利用者からの苦情に対しても事態を正確に調査し、利用者の立場にたった誠実な対応をとります。
- ⑦ 利用者の利用開始から利用中、あるいは利用終了までのどの場合においても、常に公正公平かつ透明であることを基準とし、利害関係がある者との癒着が疑われるような行動はとりません。

【3】 職員間での行動基準・勤務態度

- ① 職員の連携がスムーズにとれるように、日頃から利用者に対する共通の理解を持てるよう職員間での情報交換を密にします。
- ② 出勤の都度、介護日誌、夜勤日誌、業務日誌、連絡ノート類等から、利用者の日々変化する心身の状況を、必ず確認する習慣を持ちます。
- ③ 勤務時間中は、業務に関係のない私語は慎みます。
- ④ 上司、同僚の職務遂行に協力的で、後輩、実習生に対しても指導や援助ができるようにします。
- ⑤ 利用者へのサービス向上のために、適切な意見を積極的に会議の場等で提案します。
- ⑥ 介護保険に関する知識や認知症に対する十分な知識を持ち、利用者への接し方を心得ます。
- ⑦ 職員間での社会的通念の範囲を逸脱した贈り物はいたしません。
- ⑧ 営業行為や勧誘といった副業を職場に持ち込みません。また副業をする場合は、申請し、承認を受けてから行います。
- ⑨ 政治・宗教といった思想信条に関連する行為は、職場では行いません。個人のその行為が法人全体の意見や行動だと、周りから誤解を招くからです。
- ⑩ 外来者から見て、自分はどのように映っているか絶えず念頭に置き、常に身体衣類ともに清潔を心がけます。
- ⑪ 利用者にご不便をかけないように、また感染症を予防するためにも、自分の健康については自己管理をし、体調を整えて仕事に臨みます。
- ⑫ 利用者が安全に快適に過ごせるように施設を清潔にし、整理整頓を行います。

【4】 環境・健康に対する行動基準

- ① 地球環境保護のための対策を積極的に推進し、環境破壊につながるような行為は決して行いません。
- ② 健康や安全を害するような素材や食材は使用しません。
- ③ 冷暖房の温度管理、風通し(換気)、湿度を考え行動します。
- ④ コスト意識を持ち消耗物品の管理を適切に行います。
- ⑤ 省エネ活動については、利用者にご不便をかけない範囲で行います。

【5】 利害関係のある者に対する行動基準

社会福祉施設にあつては、「社会から尊敬される存在」となることを基本とする考えと、それに基づいた考えと、それに基づいた行動が必要です。

① 贈り物、接待、不透明な習慣の排除への対応

私たちは、常に公正で清廉であることが必要です。利用者や地域の方々とはどんな場合にも正面から向き合うためには、ご本人、ご家族、業者や職員あるいは行政関係者の誰に対しても 社会的通念の範囲を逸脱した贈り物や接待について受贈は慎まなければなりません。また、部下から上司への金品の提供、中元・歳暮は認めません。それは公正さに対する信頼を揺るがすおそれがあるからです。ただし、冠婚葬祭に関しては、常識の範囲でこれを認めます。

仮に判断に迷うことがあれば倫理・コンプライアンス委員会に相談してください。

② 利益相反の禁止

私たちは、自己の利益と事業所の利益が相反することがないように行動します。たとえば仕事上の人間関係や利用者情報を使って個人的利益につながるような行動は、決して認められるものではありません。

(例:利用者のご家族が経営する店にて特別価格で購入するなど。)

【6】 個人および健和会職員としての行動と責務

① 規則・規定の遵守

私たちは、就業規則に定められた遵守事項を守り、この自主行動基準等の内部規程に則って忠実に職務を遂行します。業務の実施やその上での判断に際し、ル

ールに反せず事業所の利益に合致するかどうかを考えて行動します。

② 他の施設、他の社会福祉協議会などとの連携

私たちは、事業運営にあたっては広く地域の福祉向上を考慮し、他の施設や社会福祉協議会と連携していきます。自施設の利益のみを優先するような行動は決して行いません。

③ 公正な会計処理

私たちは、事業の会計処理を正確に行います。それは事業運営にかかる費用には公費が入っているからです。会計処理を行うことは事業の実施状況を会計面で報告する作業であるからです。また、担当者は旅費や事業費、労働時間、有給休暇などに関する報告も正確に行います。

④ 働きやすい職場環境

私たちは、自由に意見を述べ合い、健全な事業運営が行われる職場環境をつくれます。数多くの意見を聴き、それを集約することが職場全体の意思となりました、職場力になっていくからです。

⑤ 人材の育成と活用

私たちは、事業の基本は人にあると信じています。人は資本であり資源でもあります。事業を通して社会に貢献するときには、まず人づくりができてこそ事業が事業たりえるのです。私たちは有能で有用な人材育成に努め、人材を活用して社会の信頼獲得に全力を尽くします。

【7】 よりよい組織を作る私たちの行動基準

① 差別の禁止

私たちは、雇用や職員の処遇に当たっては、仕事内容や業績にしたがって公正に評価します。また、性別、人種、国籍、思想、身体上のハンディなどに基づいた差別はいかなる場合であってもこれを行いません。明確に差別とは言えないまでも不快感を与えるような言動も同じです。個人の身体的な特徴をネタにした冗談等もこの自主行動基準に反します。

② セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの禁止

私たちは、いかなる場合であっても、自分の地位や立場を利用しての性的関係を強要したり、限度を超える職権による圧力を行使したりすることは許しません。また、異性が嫌悪感を覚える冗談や職場環境を損なうような写真・ポスター掲示などの行為も行いません。

③ プライバシーの保護

私たちは、職場が保有する個人情報と厳正に管理し、本来の目的以外には使用しません。また、行政や裁判所の命令等の正当な理由なく本人の承諾を得ずに外部に開示することはありません。

④ 反社会的な個人・団体への利益供与等の禁止

私たちは、利益や便宜供与を強要するような個人・団体は決して許しません。このような要求には断固拒絶し、毅然とした対応をとります。(暴力団体、右翼団体、左翼団体など)

【8】 法令遵守の徹底

① 関係法令の遵守

私たちは、社会福祉事業に関する法令を正しく理解し、順守していきます。事業実施にあたっては、政令、準則、条例、ガイドラインの定めるところを正しく理解し、これらに準拠して業務を行っていきます。

② 行政官庁などへの対応

私たちは、法令違反等社会的に許されない問題が事業所内で起こった場合、あるいはその疑いがある場合には、これを隠さずに関係当局に報告し、捜査にも全面的に協力していきます。

③ 情報の公表

私たちは、事業所が提供するサービスの内容およびサービス提供体制、サービスの質向上への取り組み等について、事業に基づいてこれらの情報を公表します。これは、このことによって自らのサービスの質向上につながると確信しているからです。

V. 自主行動基準担当役員の任命および運用体制

◎倫理・コンプライアンス委員会の役割

倫理・コンプライアンス委員会の各委員は、前述の健和会自主行動基準に対する順守意識を常に持ち、これに違反する職員への注意や改善を促します。

この自主行動基準に違反し続ける職員に対しては、委員会において、違反行為の内容と程度を委員会にて審議し、指導方法を検討します。

さらに内容が深刻である場合には、懲戒処分が必要であるか否かも審議し、それが必要であると判断した場合には、理事長・施設長へ上申します。

その内容および経緯については、公正な立場から専用掲示板にて公表します。

※ この自主行動基準について、ご不明な点、ご意見、改善点、疑問点等がある方は、どんなことでも結構ですので、倫理・コンプライアンス委員までお知らせください。

◎倫理・コンプライアンス委員会

- (1)メンバーは、理事長が任命する9名で構成する。
- (2)委員長は、委員の中より理事長が任命する。
- (3)委員会は、委員長が招集し、必要に応じ随時開催することとする。

倫理・コンプライアンス委員会（令和3年4月現在）

委員長 松尾 一穂
委員 松下 桂子
委員 伊藤 美香
委員 川添 浩代
委員 伊藤 真由子
委員 坂口 正尚
委員 向井 結
委員 田中 成登
顧問 小川 浩哉

『法令順守責任者』

《1》社会福祉法人 健和会 責任者

施設長 小川 浩哉

《2》「自主行動基準」担当責任者

総務経理部長 坂口 正尚

この行動基準は、平成27年 10月より運用する

平成28年	12月1日改定	※構成委員の一部変更	位田⇒山本
平成29年	1月1日改定	※構成委員の一部変更	吉山⇒鈴木
平成29年	5月1日改定	※委員長変更 顧問の設置	
平成29年	9月1日改定	※構成委員の一部変更	高橋⇒向井
平成30年	4月1日改定	※構成委員の一部変更	総数9名
		山本⇒平山	小宮山⇒細江川 正崎⇒山本靖子 中川⇒欠員
平成30年	10月1日改定	※構成委員の一部変更	総数8名
		寺園⇒欠員	

令和 2年 4月1日改定 ※構成委員の一部変更 総数8名

細江川⇒山田 鈴木⇒川添 平山⇒村中

法令順守責任者の変更 : 子安⇒田中 田中⇒坂口

令和 3年 4月1日改定 ※構成委員の一部変更 総数9名

山田⇒松尾 村中⇒伊藤美香 山本⇒松下 追加1名 : 伊藤真由子

委員長の変更 : 田中⇒松尾

法令順守責任者の変更 : 田中⇒小川